18　17及び32の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

19　18の欄は、次によること。

⑴　対地静止衛星の場合

ア　対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。

［イ　略］

ウ　人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

⑵　対地静止衛星以外の人工衛星の場合

［ア～ウ　略］

エ　軌道の種類は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

20　19の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。

21　20の欄は、「28年（平成何年まで）」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

22　21の欄は、18の欄に記載した人工衛星の軌道又は位置に関する事項以外の、人工衛星局及び衛星基幹放送局等の設置場所等に係る情報（ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など）に関して記載すること。

23　22の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局及び衛星基幹放送局等の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

24　23の欄は、次によること。

⑴　衛星基幹放送局等の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る衛星基幹放送局等が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「１機」のように記載すること。

⑵　対地静止衛星以外の人工衛星の場合

［新設］

⑶　空中線電力の記載は、次によること。

ア　電波の型式の別に記載すること。

イ　超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）を併せて記載すること。

ウ　送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

エ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

20　18の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

21　19の欄の記載は、次によること。

⑴　対地静止衛星の場合

ア　対地静止衛星軌道の欄は、「東経110°」のように記載すること。

［イ　同左］

ウ　人工衛星の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

⑵　対地静止衛星以外の人工衛星の場合

［ア～ウ　同左］

エ　軌道の種類は、コード表により記載すること。

22　20の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。

23　21の欄は、「15年（平成何年まで）」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

24　22の欄は、19の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報（ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など）に関して記載すること。

25　23の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

［新設］